

県議会議員の議員報酬の額を暫定的に減額する条例改正について

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例</p>	<p>県議会議員の報酬の額を、新型コロナウイルス感染症対策として必要となる財源の一部に充当することとして現行の減額に加え3月間追加減額を行うための所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 議員報酬額 令和2年5月1日から同年7月31日までの間における議員報酬の額を次のとおり減額する。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、減額前の額とすることとする。</p> <p>(1) 議 長 月額 96万5千円 → 月額 76万円 (現在の減額後の額86万円)</p> <p>(2) 副議長 月額 84万3千円 → 月額 65万円 (現在の減額後の額75万円)</p> <p>(3) 議 員 月額 77万8千円 → 月額 60万円 (現在の減額後の額70万円)</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>